

令和6年3月1日

第102回安来市議会定例会

(令和5年・令和6年)

3月定例会議議案

第102回安来市議会定例会・3月定例会議案目次

- 議第34号 安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 議第35号 安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を
改正する条例制定について
- 議第36号 安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する
条例制定について
- 議第37号 安来市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第38号 安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第39号 安来市避難行動要支援者名簿に関する条例制定について
- 議第40号 安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続にお
ける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく
個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 議第41号 安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基
準を定める条例の一部を改正する条例制定について
- 議第42号 安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について
- 議第43号 安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について
- 議第44号 安来市診療所条例の一部を改正する条例制定について
- 議第45号 安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について
- 議第46号 安来市学習訓練センター条例の一部を改正する条例制定について
- 議第47号 安来市上の台緑の村条例を廃止する条例制定について
- 議第48号 安来市駐車場条例の一部を改正する条例制定について
- 議第49号 安来市風致地区条例の一部を改正する条例制定について
- 議第50号 安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定に
ついて
- 議第51号 安来市水道事業給水条例及び安来市水道法施行条例の一部を改正する
条例制定について
- 議第52号 安来市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について
- 議第53号 安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定につい
て

議第 5 4 号	市道路線の認定について	
議第 5 5 号	市道路線の変更について	
議第 5 6 号	区域外における公の施設の設置に関する協議について	
議第 5 7 号	区域外における公の施設の廃止に関する協議について	
議第 5 8 号	令和 5 年度安来市一般会計補正予算（第 1 1 号）	（別冊）
議第 5 9 号	令和 5 年度安来市国民健康保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 0 号	令和 5 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 3 号）	（別冊）
議第 6 1 号	令和 5 年度安来市介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 2 号	令和 5 年度安来市電気事業特別会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 3 号	令和 5 年度安来市生活排水処理事業特別会計補正予算（第 3 号）	（別冊）
議第 6 4 号	令和 5 年度安来市水道事業会計補正予算（第 4 号）	（別冊）
議第 6 5 号	令和 5 年度安来市下水道事業会計補正予算（第 3 号）	（別冊）
議第 6 6 号	令和 5 年度安来市病院事業会計補正予算（第 2 号）	（別冊）
議第 6 7 号	令和 6 年度安来市一般会計予算	（別冊）
議第 6 8 号	令和 6 年度安来市国民健康保険事業特別会計予算	（別冊）
議第 6 9 号	令和 6 年度安来市後期高齢者医療事業特別会計予算	（別冊）
議第 7 0 号	令和 6 年度安来市介護保険事業特別会計予算	（別冊）
議第 7 1 号	令和 6 年度安来市電気事業特別会計予算	（別冊）
議第 7 2 号	令和 6 年度母里財産区特別会計予算	（別冊）
議第 7 3 号	令和 6 年度井尻財産区特別会計予算	（別冊）
議第 7 4 号	令和 6 年度赤屋財産区特別会計予算	（別冊）
議第 7 5 号	令和 6 年度安来市水道事業会計予算	（別冊）
議第 7 6 号	令和 6 年度安来市下水道事業会計予算	（別冊）
議第 7 7 号	令和 6 年度安来市病院事業会計予算	（別冊）

議第 3 4 号

安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

安来市広域生活バス運行事業の設置等に関する条例（平成 16 年安来市条例第 20 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 16 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 3 5 号

安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例制定について

安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例等の一部を改正する条例

(安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第1条 安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年安来市条例第7号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第15条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第15条の2 給与条例第25条の規定は、任期が6月以上のフルタイム会計年度任用職員について準用する。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第25条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

第24条の次に次の1条を加える。

（勤勉手当）

第24条の2 給与条例第25条の規定は、任期が6月以上のパートタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第3項中「それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額」とあるのは、「それぞれの基準日（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日）以前6月以内のパートタイム会計年度任用職員としての在職期間における報酬（フルタイム会計年度任用職員との権衡を考慮して規則で定める額を除く。）の1月当たりの平均額」と読み替えるものとする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、前項において準用する給与条例第25条の規定による勤勉手当の支給について準用する。

(安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 安来市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和5年安来市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第5条を次のように改める。

第5条 安来市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次の

ように改正する。

第15条第1項後段を削る。

第24条第1項中「この条」の次に「及び次条第1項」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前項の」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「第1項の」を削り、同項を同条第3項とする。

(安来市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第3条 安来市職員の育児休業等に関する条例（平成16年安来市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条の3第2項中「(地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）を除く。）」を削る。

第6条中「会計年度任用職員」を「地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

議第 3 6 号

安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

安来市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年安来市条例第48号）の一部を次のように改正する。

別表第1 その他必要に応じ条例で設置する審議会等の委員その他の構成員の項中「6,400円」を「6,400円を超えない範囲内で市長が定める額」に改める。

別表第3に備考として次のように加える。

備考 投票管理者又は投票立会人が交替して職務に従事する場合における当該職員の額は、次の（1）から（4）までに掲げる選任する時間に応じ、当該（1）から（4）までに定める額とする。

- （1）3時間以内 この表に掲げる報酬額の4分の1の額
- （2）3時間を超え6時間以内 この表に掲げる報酬額の4分の2の額
- （3）6時間を超え10時間以内 この表に掲げる報酬額の4分の3の額
- （4）10時間を超える場合 この表に掲げる報酬額

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 37 号

安来市行政財産使用料条例の一部を改正する条例制定について

安来市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

安来市行政財産使用料条例（平成16年安来市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項を次のように改める。

- 2 使用許可の期間を月又は日で定める場合における使用料の額は、月で定めた場合にあつては前項の額に12分の1を乗じて得た額を1月の額とし、日で定めた場合にあつては同項の額に365分の1を乗じて得た額を1日の額とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 38 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例制定について

安来市手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市手数料条例の一部を改正する条例

安来市手数料条例（平成 16 年安来市条例第 64 号）の一部を次のように改正する。

別表第 2 の 4 及び別表第 2 の 5 中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 39 号

安来市避難行動要支援者名簿に関する条例制定について

安来市避難行動要支援者名簿に関する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市避難行動要支援者名簿に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）の規定に基づき、避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への情報の提供に関し必要な事項を定めることにより、避難支援等関係者による平時からの取組を推進し、もって災害時における避難行動要支援者の円滑な避難を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 高齢者、障害者、乳幼児その他の特に配慮を要する者のうち、災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難なものであって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要するものとして規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 避難支援等の実施に携わる消防機関、警察機関、民生委員、社会福祉協議会、自主防災組織その他避難支援等の実施に携わる関係者として規則で定めるものをいう。
- (4) 避難行動要支援者名簿 避難行動要支援者について避難支援等を実施するための基礎となる名簿をいう。
- (5) 名簿情報 避難行動要支援者名簿に記載し、又は記録された情報をいう。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等が円滑に行われるよう必要な体制を整備するため、避難行動要支援者名簿を作成するものとする。

2 避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名

- (2) 生年月日
- (3) 性別
- (4) 住所又は居所
- (5) 電話番号その他の連絡先
- (6) 避難支援等を必要とする事由
- (7) 前各号に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

3 市長は、避難行動要支援者名簿の記載事項について、正確かつ最新の内容に保つよう努めるものとする。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、名簿情報を提供するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、避難行動要支援者が、規則で定める方法により、名簿情報を避難支援等関係者に対して提供することを拒否する旨を申し出た場合は、当該避難行動要支援者に係る名簿情報については、避難支援等関係者に対して提供することができないものとする。

3 市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があると認めるときは、法第49条の11第3項の規定に基づき、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。この場合において、前項の規定は、適用しない。

(名簿情報に係る管理状況の報告等)

第5条 市長は、前条の規定により名簿情報の提供を受けた者（その者が法人である場合にあっては、その役員。以下「被提供者」という。）の名簿情報に係る管理状況を確認するために必要があると認めるときは、当該被提供者に対し、当該管理状況について報告を求め、又は検査することができる。

(守秘義務)

第6条 被提供者若しくはその職員その他の名簿情報を利用して避難支援等の実施に携わる者又はこれらの者であった者は、正当な理由がなく、当該名簿情報に係る避難行動要支援者に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(利用及び提供の制限)

第7条 被提供者は、避難支援等の用に供する目的以外の目的のために、名簿情報を自ら利用し、又は当該被提供者以外の者に提供してはならない。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置等)

第8条 被提供者は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

2 被提供者は、提供を受けた名簿情報について、漏えいが生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和6年6月1日から施行する。

議第40号

安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市地域支え合い活動の推進に関する条例及び安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

(安来市地域支え合い活動の推進に関する条例の一部改正)

第1条 安来市地域支え合い活動の推進に関する条例（平成26年安来市条例第13号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例

第1条中「、高齢者及び障害者」を「及び高齢者」に改め、「並びに障害者の世帯構成の変化」を削る。

第2条第2項中「、障害者その他」を削る。

第6条第1項中「次条から第9条までに定めるところにより、次に掲げる者」を「70歳以上の者のみの世帯に属する者」に改め、同項各号を削り、同条第3項中「同項各号に掲げる者」を「当該者」に改め、同条に次の1項を加える。

5 市長は、第1項の規定により団体等に対し情報を提供しようとするときは、当該者からの同意を得ることなく、これを行うことができる。

第7条から第9条までを削る。

第10条第1項中「第6条第1項」を「前条第1項」に改め、同条を第7条とする。

第11条を第8条とし、第12条から第15条までを3条ずつ繰り上げる。

(安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例の一部改正)

第2条 安来市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用に関する条例（平成27年安来市条例第36号）の一部を次のように改正する。

別表第1 市長の部中

「
安来市地域支え合い活動の推進に関する条例(平成 26 年安来市条例第 13 号)に基づく名簿の調整等の事務であって規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)

」を

「
安来市高齢者地域支え合い活動の推進に関する条例(平成 26 年安来市条例第 13 号)に基づく名簿の調整等の事務であって規則で定めるもの(以下「見守り名簿調整事務」という。)

安来市避難行動要支援者名簿に関する条例(令和 6 年安来市条例第 号)に基づく名簿の調整等の事務であって規則で定めるもの(以下「避難行動要支援者名簿調整事務」という。)

」に

改める。

別表第 2 市長の部見守り名簿調整事務の項の次に次のように加える。

避難行動要支援者名簿調整事務	住民票関係情報、障害者関係情報又は介護保険法による要介護認定若しくは要支援認定に関する情報であって規則で定めるもの
----------------	---

附 則

この条例は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

議第41号

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

安来市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第37号）の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「(掲示等)」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供し」に改める。

第35条第3項中「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」とあるのは「同条第2号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数」と」を削る。

第36条第3項中「第6条第2項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。））」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。））」と、「」を加え、「、「同条第1号に掲げる」を「同条第1号に掲げる」に改める。

第53条第2項中「第4項で」を「第4項に」に、「、「教育・保育給付認定保護者の使用」を「教育・保育給付認定保護者の使用」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 4 2 号

安来市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

安来市介護保険条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市介護保険条例の一部を改正する条例

安来市介護保険条例（平成16年安来市条例第146号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同項第1号中「34,020円」を「35,490円」に改め、同項第2号中「52,920円」を「53,430円」に改め、同項第3号中「56,700円」を「53,820円」に改め、同項第4号中「68,040円」を「70,200円」に改め、同項第5号中「75,600円」を「78,000円」に改め、同項第6号中「90,720円」を「93,600円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第7号中「94,500円」を「97,500円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第8号中「98,280円」を「101,400円」に改め、同号イ中「又は第10号イ」を「、第10号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第9号中「102,060円」を「105,300円」に改め、同号イ中「又は次号イ」を「、次号イ、第11号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」に改め、同項第10号中「113,400円」を「117,000円」に改め、同号イ中「部分を除く。）」の次に「、次号イ、第12号イ、第13号イ又は第14号イ」を加え、同項第11号中「128,520円」を「187,200円」に改め、同号を同項第15号とし、同項第10号の次に次の4号を加える。

（11）次のいずれかに該当する者 132,600円

ア 合計所得金額が320万円以上420万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（（1）に係る部分を除く。）、次号イ、第13号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(12) 次のいずれかに該当する者 148,200円

ア 合計所得金額が420万円以上520万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）、次号イ又は第14号イに該当する者を除く。）

(13) 次のいずれかに該当する者 163,800円

ア 合計所得金額が520万円以上620万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）又は次号イに該当する者を除く。）

(14) 次のいずれかに該当する者 179,400円

ア 合計所得金額が620万円以上720万円未満であり、かつ、前各号のいずれにも該当しないもの

イ 要保護者であつて、その者が課される保険料額についてこの号の区分による額を適用されたならば保護を必要としない状態となるもの（令第39条第1項第1号イ（(1)に係る部分を除く。）に該当する者を除く。）

第3条第2項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,900円」を「19,500円」に改め、同条第3項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,900円」を「19,500円」に、「34,020円」を「35,100円」に改め、同条第4項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に、「18,900円」を「19,500円」に、「52,920円」を「53,430円」に改める。

第5条第3項中「又は第9号ロ」を「、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ、第12号ロ又は第13号ロ」に、「から第9号まで」を「から第13号まで」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 改正後の安来市介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第43号

安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例制定について

安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

(安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第1条 安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例（平成24年安来市条例第46号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号中「第65条」を「第65条第1項」に改め、同項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第6項ただし書中「当該定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」を「当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」に、「施設」を「敷地」に改める。

第7条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第203条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第24条中第9号を第11号とし、第8号を第10号とし、第7号の次に次の2号を加える。

(8) 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(9) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第34条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第42条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 第24条第9号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第47条第3項ただし書中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改め、同条第4項中第11号を削り、第12号を第11号とし、同条第5項ただし書及び同条第6項中「当該夜間対応型訪問介護事業所」を「当該指定夜間対応型訪問介護事業所」に改める。

第48条ただし書中「同一敷地内の」を削る。

第51条中第7号を第9号とし、第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定夜間対応型訪問介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第58条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第51条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の4ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の9中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

(5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(6) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の19第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第59条の9第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第59条の20の3中「同項第3号」を「同項第4号」に、「同項第4号」を「同項第5号」に改める。

第59条の24第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第59条の30中第5号を第7号とし、第4号を第6号とし、第3号を第5号とし、第2号の次に次の2号を加える。

(3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

(4) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第59条の37第2項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第7号を同項第8号とし、同項第6号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 第59条の30第4号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第62条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第65条第2項中「指定介護療養型医療施設」を「健康保険法等の一部を改正

する法律（平成18年法律第83号）第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第66条第1項ただし書及び同項なお書中「同一敷地内にある」を削る。

第70条中第6号を第8号とし、第5号を第7号とし、第4号の次に次の2号を加える。

（5）指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

（6）前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第71条第1項中「及び次条」を削る。

第79条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

（3）第70条第6号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第82条第6項の表当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第83条第1項ただし書中「当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者が、指定夜間対応型訪問介護事業者、指定訪問介護事業者又は指定訪問看護事業者の指定を併せて受け、一体的な運営を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。）若しくは法第115条の45第1項に規定する介護予防・日常生活支援総合事業（同項第1号ニに規定する第1号介護予防支援事業を除く。）」を「他の事業所、施設等の職務」に改め、同条第3

項中「第112条」の次に「、第192条第3項」を加える。

第92条第5号中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）」を「身体的拘束等」に改め、同条第6号中「前項」を「前号」に改め、同条中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）指定小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第106条の次に次の1条を加える。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置）

第106条の2 指定小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催しなければならない。

第107条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第111条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所若しくは指定看護小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第121条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第125条中第3項を第8項とし、第2項を第7項とし、第1項の次に次の5

項を加える。

- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

- (1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

- (2) 当該指定認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

- 4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第6条第17項に規定する第二種協定指定医療機関（以下「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第7項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第8項に規定する指定感染症又は同条第9項に規定する新感染症をいう。以下同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

- 5 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

- 6 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第127条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第128条中「第59条16」を「第59条の16」に、「及び第104条」を「、第104条及び第106条の2」に改める。

第130条第7項中第2号を削り、第3号を第2号とし、同条に次の1項を加える。

1 1 次に掲げる要件のいずれにも適合する場合における第1項第2号アの規定の適用については、当該規定中「1」とあるのは、「0.9」とする。

(1)第149条において準用する第106条の2に規定する委員会において、利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るための取組に関する次に掲げる事項について必要な検討を行い、及び当該事項の実施を定期的に確認していること。

ア 利用者の安全及びケアの質の確保

イ 地域密着型特定施設従業者の負担軽減及び勤務状況への配慮

ウ 緊急時の体制整備

エ 業務の効率化、介護サービスの質の向上等に資する機器（次号において「介護機器」という。）の定期的な点検

オ 地域密着型特定施設従業者に対する研修

(2) 介護機器を複数種類活用していること。

(3) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図るため、地域密着型特定施設従業者間の適切な役割分担を行っていること。

(4) 利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減を図る取組による介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減が行われていると認められること。

第131条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第147条中第2項を第7項とし、第1項の次に次の5項を加える。

2 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

- 4 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 6 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型特定施設に速やかに入居させることができるように努めなければならない。

第148条第2項第2号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第149条中「及び第99条」を「、第99条及び第106条の2」に改める。

第151条第4項中「第152条第6号」を「次条第6号」に改め、同条第8項第3号中「若しくは」を「又は」に改め、「又は介護支援専門員（指定介護療養型医療施設の場合に限る。）」を削り、同条第12項中「。以下「指定介護予防サービス等基準」という。」を削る。

第152条第1項第6号中「医療法」の次に「(昭和23年法律第205号)」を加える。

第165条の2中「医師」の次に「及び協力医療機関の協力を得て、当該医師及び当該協力医療機関」を加え、同条に次の1項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、前項の医師及び協力医療機関の協力を得て、1年に1回以上、緊急時等における対応方法の見直しを行い、必要に応じて緊急時等における対応方法の変更を行わなければならない。

第166条ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第167条第5号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第6号中「に規定する」を「の規定による」に、「を記録する」を「の記録を行う」に改め、同条第7号中「に規定する」を「の規定による」に、「記録する」を「の記録を行う」に改める。

第172条の見出しを「(協力医療機関等)」に改め、同条第1項中「入院治療を必要とする入所者のために」を「入所者の病状の急変等に備えるため」に、「協

力病院」を「次の各号に掲げる要件を満たす協力医療機関（第3号の要件を満たす協力医療機関にあつては、病院に限る。）」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、複数の医療機関を協力医療機関として定めることにより当該各号の要件を満たすこととしても差し支えない。

第172条第1項に次の各号を加える。

- (1) 入所者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。
- (2) 当該指定地域密着型介護老人福祉施設からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。
- (3) 入所者の病状が急変した場合等において、当該指定地域密着型介護老人福祉施設の医師又は協力医療機関その他の医療機関の医師が診療を行い、入院を要すると認められた入所者の入院を原則として受け入れる体制を確保していること。

第172条中第2項を第6項とし、第1項の次に次の4項を加える。

- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、1年に1回以上、協力医療機関との間で、入所者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定地域密着型介護老人福祉施設に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。
- 3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。
- 4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。
- 5 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該入所者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定地域密着型介護老人福祉施設に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第176条第2項第2号から第6号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第177条中「及び第59条の17第1項から第4項まで」を「、第59条の

17第1項から第4項まで及び第106条の2」に改める。

第187条中第5項を第6項とし、第4項の次に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の管理者は、ユニット型施設の管理等に係る研修を受講するよう努めなければならない。

第189条中「第4項まで」の次に「、第106条の2」を加える。

第190条中「施行規則第17条の12に規定する看護小規模多機能型居宅介護」を「法第8条第23項第1号に規定するもの」に改める。

第191条第7項中第4号を削り、第5号を第4号とする。

第192条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは当該指定看護小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第7項各号に掲げる施設等」を削る。

第197条第1号中「療養上の管理の下で」を「当該利用者の居宅において、又はサービスの拠点に通わせ、若しくは短期間宿泊させ、日常生活上の世話及び機能訓練並びに療養上の世話又は必要な診療の補助を」に改め、同条中第11号を第12号とし、第7号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

ア 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、看護小規模多機能型居宅介護従業者に周知徹底を図ること。

イ 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

ウ 看護小規模多機能型居宅介護従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

第201条第2項第3号及び第6号から第9号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第202条中「及び第106条」を「、第106条及び第106条の2」に改める。

第203条第1項中「第202条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録で

あつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(安来市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正)

第2条 安来市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(平成24年安来市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項ただし書中「同一敷地内にある」を削る。

第9条第2項中「指定介護療養型医療施設(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設をいう。第44条第6項において同じ。)」を「健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第26条の規定による改正前の法第48条第1項第3号に規定する指定介護療養型医療施設」に改める。

第10条第1項ただし書及び同項なお書中「同一敷地内にある」を削る。

第11条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第91条第1項において同じ。)に係る記録媒体をいう。)」に改める。

第32条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第40条第2項第2号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、

同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第42条第11号の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第42条第14号中「第12号」を「第14号」に改め、同号を同条第16号とし、同条中第10号から第13号までを2号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の2号を加える。

- (10) 指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- (11) 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第44条第6項の表当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項中「、指定介護療養型医療施設（医療法（昭和23年法律第205号）第7条第2項第4号に規定する療養病床を有する診療所であるものに限る。）」を削る。

第45条第1項ただし書中「当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に併設する前条第6項の表の当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所に中欄に掲げる施設等のいずれかが併設されている場合の項の中欄に掲げる施設等の職務、同一敷地内の指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第6条第1項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所をいう。）の職務（当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に係る指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者（同項に規定する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者をいう。）が、指定夜間対応型訪問介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第47条第1項に規定する指定夜間対応型訪問介護事業者をいう。）、指定訪問介護事業者（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号。以下「指定居宅サービス等基準」という。）第5条第1項に規定する指定訪問介護事業者をいう。）又は指定訪問看護事業者（指定居宅サービス等基準第60条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下同じ。）の指定を併せて受け、一体的な運営

を行っている場合には、これらの事業に係る職務を含む。)若しくは法第115条の45第1項に規定する第1号介護予防・日常生活支援総合事業(同項第1号二に規定する第1号介護予防支援事業を除く。))を「他の事業所、施設等の職務」に改める。

第53条第1項中「身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。))」を「身体的拘束等」に改め、同条に次の1項を加える。

3 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 身体的拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。

第63条の次に次の1条を加える。

(利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置)

第63条の2 指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における業務の効率化、介護サービスの質の向上その他の生産性の向上に資する取組の促進を図るため、当該指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催しなければならない。

第64条第2項第3号から第7号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第72条第1項ただし書中「同一敷地内にある」及び「若しくは併設する指定小規模多機能型居宅介護事業所」を削る。

第79条ただし書中「これらの事業所、施設等が同一敷地内にあること等により」を削る。

第 8 3 条中第 3 項を第 8 項とし、第 2 項を第 7 項とし、第 1 項の次に次の 5 項を加える。

2 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の規定に基づき協力医療機関を定めるに当たっては、次に掲げる要件を満たす協力医療機関を定めるように努めなければならない。

(1) 利用者の病状が急変した場合等において医師又は看護職員が相談対応を行う体制を、常時確保していること。

(2) 当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者からの診療の求めがあった場合において診療を行う体制を、常時確保していること。

3 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、1 年に 1 回以上、協力医療機関との間で、利用者の病状が急変した場合等の対応を確認するとともに、協力医療機関の名称等を、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出なければならない。

4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 4 号）第 6 条第 1 7 項に規定する第二種協定指定医療機関（次項において「第二種協定指定医療機関」という。）との間で、新興感染症（同条第 7 項に規定する新型インフルエンザ等感染症、同条第 8 項に規定する指定感染症又は同条第 9 項に規定する新感染症をいう。次項において同じ。）の発生時等の対応を取り決めるように努めなければならない。

5 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、協力医療機関が第二種協定指定医療機関である場合においては、当該第二種協定指定医療機関との間で、新興感染症の発生時等の対応について協議を行わなければならない。

6 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者が協力医療機関その他の医療機関に入院した後に、当該利用者の病状が軽快し、退院が可能となった場合においては、再び当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所に速やかに入所させることができるように努めなければならない。

第 8 5 条第 2 項第 2 号から第 6 号までの規定中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第 8 6 条中「及び第 6 1 条」を「、第 6 1 条及び第 6 3 条の 2」に改める。

第 9 1 条第 1 項中「(電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識す

ることができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

（安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正）

第3条 安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例（平成26年安来市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第3条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、「（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」を削り、同条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、当該指定に係る事業所ごとに1以上の員数の指定介護予防支援の提供に当たる必要な数の介護支援専門員を置かなければならない。

第4条第1項中「指定介護予防支援事業所」を「当該指定に係る事業所（以下「指定介護予防支援事業所」という。）」に改め、同条第2項中「前項に規定する」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者が前項の規定により置く」に改め、同条に次の2項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者が第1項の規定により置く管理者は、介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第140条の6第1号イ（3）に規定する主任介護支援専門員（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）でなければならない。ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を第1項に規定する管理者とすることができる。

4 前項の管理者は、専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

（1）管理者がその管理する指定介護予防支援事業所の介護支援専門員の職務に従事する場合

（2）管理者が他の事業所の職務に従事する場合（その管理する指定介護予防支援事業所の管理に支障がない場合に限る。）

第5条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、同条第3項中「担当職員」の次に「(指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者の場合にあっては介護支援専門員。以下この章及び次章において同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第34条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改める。

第11条に次の2項を加える。

- 2 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項の利用料のほか、利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定介護予防支援を行う場合には、それに要した交通費の支払を利用者から受けることができる。
- 3 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、前項に規定する費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

第13条中「指定介護予防支援事業者」を「地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者」に改め、同条第1号中「(平成11年厚生省令第36号)」を削り、同条第4号中「次章の規定」の次に「(第31条第29号の規定を除く。)」を加える。

第22条第1項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第2項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に改め、同条に次の1項を加える。

- 3 指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第29条第2項第2号エ中「に規定する」を「の規定による」に改め、同項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、

同項第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 第31条第2号の3の規定による身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（同条第2号の2及び第2号の3において「身体的拘束等」という。）の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第31条第2号の次に次の2号を加える。

- (2) の2 指定介護予防支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。
- (2) の3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第31条第17号ア中「及びサービスの評価期間が終了する月並びに利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号ウを同号オとし、同号イ中「訪問しない月」の次に「(イただし書の規定によりテレビ電話装置等を活用して利用者に面接する月を除く。)」を加え、同号イを同号エとし、同号アの次に次のように加える。

- イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、サービスの提供を開始する月の翌月から起算して3月ごとの期間（以下この号において単に「期間」という。）について、少なくとも連続する2期間に1回、利用者の居宅を訪問し、面接するときは、利用者の居宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができる。
- (ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。
- (イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。
- a 利用者の心身の状況が安定していること。
 - b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。
 - c 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握

できない情報について、担当者から提供を受けること。

ウ サービスの評価期間が終了する月及び利用者の状況に著しい変化があったときは、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接すること。

第31条に次の1号を加える。

(31) 指定居宅介護支援事業者である指定介護予防支援事業者は、法第115条の30の2第1項の規定により市町村長から情報の提供を求められた場合には、その求めに応じなければならない。

第33条中「第11条」を「第11条第1項」に改める。

第34条第1項中「第33条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

(安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成30年安来市条例第11号)の一部を次のように改正する。

第3条第4項中「地域包括支援センター」の次に「(以下「地域包括支援センター」という。)」を加える。

第4条第2項中「利用者の数が35」を「利用者の数(当該指定居宅介護支援事業者が指定介護予防支援事業者の指定を併せて受け、又は法第115条の23第3項の規定により地域包括支援センターの設置者である指定介護予防支援事業者から委託を受けて、当該指定居宅介護支援事業所において指定介護予防支援(法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。以下この項及び第15条第29号において同じ。)を行う場合にあっては、当該事業所における指定居宅介護支援の利用者の数に当該事業所における指定介護予防支援の利用者の数に3分の1を乗じた数を加えた数。次項において同じ。)が44」に改め、同条に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、指定居宅介護支援事業所が、公益社団法人国民健康保険中央会(昭和34年1月1日に社団法人国民健康保険中央会という名称で設立された法人をいう。)が運用及び管理を行う指定居宅介護支援事業者及び指定居宅サービス事業者等の使用に係る電子計算機と接続された居宅サービス計画の情報の共有等のための情報処理システムを利用し、かつ、事務職員

を配置している場合における第1項に規定する員数の基準は、利用者の数が49又はその端数を増すごとに1とする。

第5条第3項第2号中「同一敷地内にある」を削る。

第6条第2項中「あらかじめ」の次に「、利用者又はその家族に対し」を加え、「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を削り、同条第8項を同条第9項とし、同条第7項各号列記以外の部分中「第4項」を「第5項」に改め、同項第1号中「第4項各号」を「第5項各号」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項中「第4項第1号」を「第5項第1号」に改め、同項を同条第7項とし、同条第5項を同条第6項とし、同条第4項中「第6項」を「第8項」に改め、同項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第33条第1項において同じ。）に係る記録媒体をいう。）」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合及び前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合につき説明を行い、理解を得るよう努めなければならない。

第15条第2号の次に次の2号を加える。

(2) の 2 指定居宅介護支援の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）を行ってはならない。

(2) の 3 前号の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

第 15 条第 14 号中「主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師」を「主治の医師等又は薬剤師」に改め、同条第 15 号ア中「、利用者の居宅を訪問し」を削り、同号中イをウとし、アの次に次のように加える。

イ アの規定による面接は、利用者の居宅を訪問することによって行うこと。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、少なくとも 2 月に 1 回、利用者の居宅を訪問し、利用者に面接するときは、利用者の居宅を訪問しない月においては、テレビ電話装置等を活用して、利用者に面接することができるものとする。

(ア) テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること。

(イ) サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること。

a 利用者の心身の状況が安定していること。

b 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること。

c 介護支援専門員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること。

第 15 条第 29 号中「基づき、」の次に「地域包括支援センターの設置者である」を加える。

第 24 条第 1 項中「重要事項」の次に「(以下この条において単に「重要事項」という。)」を加え、同条第 2 項中「前項に規定する事項」を「重要事項」に、「同項」を「前項」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

第31条第2項第5号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第6号とし、同項第4号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号中「に規定する」を「の規定による」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 第15条第2号の3の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

第33条第1項中「第32条」を「前条」に改め、「(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(重要事項の掲示に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、この条例による改正後の安来市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型サービス基準条例」という。)第34条第3項(新地域密着型サービス基準条例第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とし、この条例による改正後の安来市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例(以下「新地域密着型介護予防サービス基準条例」という。)第32条第3項(新地域密着型介護予防サービス基準条例第65条及び第86条において準用する場合を含む。)の規定の適用については、同項中「指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とし、この条例による改正後の安来市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例第22条第3項(同条例第33条において準用する場合を含む。)の

規定の適用については、同項中「指定介護予防支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とし、この条例による改正後の安来市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例第24条第3項（同条例第32条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「指定居宅介護支援事業者は、原則として、重要事項をウェブサイトに掲載しなければならない。」とあるのは、「削除」とする。

（身体的拘束等の適正化に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和7年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第92条第7号及び第197条第7号並びに新地域密着型介護予防サービス基準条例第53条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは、「講じるよう努めなければ」とする。

（利用者の安全並びに介護サービスの質の確保及び職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置に係る経過措置）

- 4 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第106条の2（新地域密着型サービス基準条例第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）及び新地域密着型介護予防サービス基準条例第63条の2（新地域密着型介護予防サービス基準条例第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「しなければ」とあるのは、「するよう努めなければ」とする。

（協力医療機関との連携に関する経過措置）

- 5 この条例の施行の日から令和9年3月31日までの間は、新地域密着型サービス基準条例第172条第1項（新地域密着型サービス基準条例第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、同項中「定めておかなければ」とあるのは、「定めておくよう努めなければ」とする。

議第 4 4 号

安来市診療所条例の一部を改正する条例制定について

安来市診療所条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市診療所条例の一部を改正する条例

安来市診療所条例(平成18年安来市条例第9号)の一部を次のように改正する。

第2条の表安田診療所の項を削る。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 4 5 号

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例制定について

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市企業立地促進条例の一部を改正する条例

安来市企業立地促進条例（平成25年安来市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第2条第4号中「新たに」及び「異にする施設を」の次に「市内に」を加え、同条第7号中「奨励金」の次に「又は助成金」を加え、同条第16号中「改装費等」を「改修費等」に改め、同号を同条第18号とし、同条第13号から第15号までを2号ずつ繰り下げ、同条第12号中「工場等」を「物件」に改め、同号を同条第14号とし、同条中第11号を第13号とし、第10号を第12号とし、同号の前に次の1号を加える。

- （11）増加常用従業員 第6条に規定する指定の申請の受理日と比較し、指定企業又は指定企業が資本金の全額を出資する企業が交付対象期間に当該指定企業の立地に伴い増加させた常用従業員をいう。

第2条第9号中「新規雇用」を「常用」に改め、「立地に伴い新たに雇用した」及び「常用」を削り、「含む。）」の次に「で市長が認めるもの」を加え、同号を同条第10号とし、同条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

- （8）指定企業 第6条の規定により、次条に規定する対象企業に該当する旨の指定を受けた企業をいう。

第3条第1項第1号ウ中「新規雇用」を「増加常用」に改め、同号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えていること。

第3条第1項第2号中エをオとし、ウの次に次のように加える。

- エ 業績の安定性、成長性、信用度等において優良な企業体質を備えていること。

第3条第3項を削る。

第4条の見出し及び同条第1項各号列記以外の部分中「奨励金」の次に「又は助成金」を加え、同項第2号中「空き工場等活用奨励金A（賃借料等助成）」を「家賃助成金」に改め、同項第3号中「空き工場等活用奨励金B（改装費等助成）」を「改

修費助成金」に改め、同項に次の１号を加える。

(５) 用地造成費助成金

第４条第２項及び第３項、第５条並びに第９条（見出しを含む。）中「奨励金」の次に「又は助成金」を加える。

別表中「奨励金の種別」を「奨励金又は助成金の種別」に、「奨励金の額等」を「奨励金又は助成金の額等」に改め、「投下固定資本総額」の次に「(用地造成費助成金の交付を受けようとするときは、土地の取得に要する経費を除く。)」を加え、「空き工場等活用奨励金Ａ（賃借料等助成）」を「家賃助成金」に、「空き工場等の」を「空き物件の」に、「６０月」を「９６月」に、「空き工場等活用奨励金Ｂ（改装費等助成）」を「改修費助成金」に、「改装費等（当該）」を「改修費等（当該）」に「新規雇用」を「交付申請時点の増加常用」に、「単年度当たり１０万円」を「５０万円」に、「属する年度」を「属する月」に、「総額１，５００万円」を「５，０００万円」に改め、同表に次のように加える。

用地造成費助成金	立地に伴う投下固定資本総額のうち土地の取得に要する経費及び当該土地の造成工事費(設計費、測量費、調査費(地盤調査及び埋蔵文化財調査を含む。))及び地盤改良、上下水道の敷設、排水路整備、道路整備等の産業用地として市長が必要と認める整備費を含む。)の１００分の２０に相当する額(その額に１,０００円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)以内で市長が定める額とする。ただし、２億円を限度とする。
----------	---

附 則

(施行期日)

- １ この条例は、令和６年４月１日から施行する。

(経過措置)

- ２ この条例の施行の際現にこの条例による改正前の安来市企業立地促進条例に基づく奨励措置の適用を受けている者に係る奨励措置については、なお従前の例による。

議第46号

安来市学習訓練センター条例の一部を改正する条例制定について

安来市学習訓練センター条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市学習訓練センター条例の一部を改正する条例

安来市学習訓練センター条例（平成 22 年安来市条例 31 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改める。

第 18 条を第 19 条とし、第 11 条から第 17 条までを 1 条ずつ繰り下げる。

第 10 条第 2 項に次のただし書を加える。

ただし、事務室を利用する場合の当該施設の利用の許可を受けた場合は、この限りでない。

第 10 条第 4 項中「別表」を「別表第 1 及び別表第 2」に改め、同条を第 11 条とする。

第 9 条を第 10 条とし、第 8 条の次に次の 1 条を加える。

（事務室を利用する場合の利用期間）

第 9 条 別表第 2 に定める事務室（以下「事務室」という。）を利用する場合の当該施設の利用期間は、3 年以内とする。ただし、市長が特に必要と認める場合は、1 年を超えない範囲で当該期間を延長することができるものとする。

別表中「第 10 条」を「第 11 条」に改め、同表第 3 教室の項を削り、同表を別表第 1 とし、同表の次に次の 1 表を加える。

別表第 2（第 4 条、第 11 条関係）

事務室利用料金の基準額

区分	金額(1月当たり)
事務室	円 100,000

備考

- 1 基準額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。

- 2 利用期間が1月に満たない場合の利用料金は、日割りにより計算した額(当該額に10円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とする。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 4 7 号

安来市上の台緑の村条例を廃止する条例制定について

安来市上の台緑の村条例を廃止する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市上の台緑の村条例を廃止する条例

安来市上の台緑の村条例（平成 17 年安来市条例第 48 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第48号

安来市駐車場条例の一部を改正する条例制定について

安来市駐車場条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和6年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市駐車場条例の一部を改正する条例

安来市駐車場条例（平成 17 年安来市条例第 52 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表東小路駐車場の項を削る。

第 9 条第 3 項を削る。

別表を次のように改める。

別表（第 9 条関係）

名称	使用期間	金額(1 台当たり)
		円
新町駐車場	1 月	4,000
志多町駐車場	1 月	3,249

備考

- 1 使用料の額は、この表に掲げる額にそれぞれ消費税の税率を乗じて得た額及びその額に地方消費税の税率を乗じて得た額を合算した額を加えた額（当該額に 10 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とする。
- 2 使用期間が 1 月に満たない場合又は 1 月に満たない端数を生じた場合には、これを 1 月とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 4 9 号

安来市風致地区条例の一部を改正する条例制定について

安来市風致地区条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市風致地区条例の一部を改正する条例

安来市風致地区条例（平成 25 年安来市条例第 16 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 22 号中「漁港漁場整備法」を「漁港及び漁場の整備等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 0 号

安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定について

安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

安来市下水道事業の設置等に関する条例（令和元年安来市条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項を次のように改める。

2 下水道事業の処理区域は、次に掲げる区域とする。

- （1）市の区域のうち、下水道法（昭和 33 年法律第 79 号）第 4 条第 1 項に規定する事業計画に定められた区域
- （2）安来市集落排水施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年安来市条例第 161 号。以下この条において「集落排水施設設置条例」という。）別表に掲げる排水区域（コミュニティ・プラントに係る排水区域を除く。）
- （3）安来市個別処理施設の設置及び管理に関する条例（平成 16 年安来市条例第 153 号）第 4 条第 1 項に規定する処理区域

第 3 条に次の 2 項を加える。

- 5 集落排水施設のうち下水道事業の処理施設は、集落排水施設設置条例別表に掲げる施設（コミュニティ・プラントに係る施設を除く。）とする。
- 6 個別処理施設のうち下水道事業の処理施設は、市が管理する個別排水処理施設及び特定地域生活排水処理施設とする。

附 則

この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

議第 5 1 号

安来市水道事業給水条例及び安来市水道法施行条例の一部を改正する条例制定について

安来市水道事業給水条例及び安来市水道法施行条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市条例第 号

安来市水道事業給水条例及び安来市水道法施行条例の一部を改正する条例

(安来市水道事業給水条例の一部改正)

第1条 安来市水道事業給水条例（平成16年安来市条例第214号）の一部を次のように改正する。

第5条、第35条第2項ただし書及び第38条第1号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(安来市水道法施行条例の一部改正)

第2条 安来市水道法施行条例（平成24年安来市条例第50号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「前条第1項」を「前条」に改め、同条第2号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第4号中「前条第1項第1号」を「前条第1号」に、「同項第1号」を「同条第1号」に、「同項第3号」を「同条第3号」に、「同項第4号」を「同条第4号」に改め、同条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議第 5 2 号

安来市消防手数料条例の一部を改正する条例制定について

安来市消防手数料条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市消防手数料条例の一部を改正する条例

安来市消防手数料条例（平成１６年安来市条例第６５号）の一部を次のように改正する。

別表４の部２の款オの項中「１，１８０，０００円」を「１，４５０，０００円」に、「１，４１０，０００円」を「１，７２０，０００円」に、「１，５９０，０００円」を「１，９２０，０００円」に、「１，９５０，０００円」を「２，３６０，０００円」に、「２，２７０，０００円」を「２，７４０，０００円」に、「４，５５０，０００円」を「５，６４０，０００円」に、「５，８２０，０００円」を「７，２４０，０００円」に、「７，０７０，０００円」を「８，７９０，０００円」に改め、同表１２の部イの項中「いう。」の次に「以下この項、」を、「金額」の次に「（当該移動式製造設備について液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和４２年法律第１４９号）第３７条の４第１項の許可を受けた者の許可の申請に対する審査にあつては、６，０００円）」を加え、同表１６の部１の項中「（昭和４２年法律第１４９号）」を削る。

附 則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

議第 5 3 号

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例制定について

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を、別紙のとおり制定するものとする。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

安来市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

安来市消防団員等公務災害補償条例（平成16年安来市条例第223号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「8,900円」を「9,100円」に改める。

附則第4条の2第1項中「（前項において読み替えられる場合を含む。）」を削り、同条第2項中「（第1項において読み替えられる場合を含む。）」を削る。

別表中「12,440」を「12,500」に、「13,320」を「13,350」に、「10,670」を「10,800」に、「11,550」を「11,650」に、「8,900」を「9,100」に、「9,790」を「9,950」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の安来市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた同条第1項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 5 4 号

市道路線の認定について

次の路線を市道として認定したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 8 条第 2 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

路線番号	路 線 名		
A4188	高留鼻 1 号線	起点	安来市黒井田町字前灘 975 番 1 地先
		終点	安来市黒井田 949 番 1 地先
		延長	213.2 メートル
		幅員	8.62 メートル

議第 5 5 号

市道路線の変更について

次の市道路線を変更したいので、道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 0 条第 3 項の規定に基づき、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A2254	東中津 15 号線	起点	安来市切川町字大田 9 番地先
			終点	安来市実松町字榎田 209 番 2 地先
			延長	777.8 メートル
			幅員	3.39 メートル
変更後	A2254	東中津 15 号線	起点	安来市切川町字大田 9 番地先
			終点	安来市実松町字産田 196 番 2 地先
			延長	1133.9 メートル
			幅員	3.09 メートル
変更前	A3273	前飯島 13 号線	起点	安来市飯島町字輪ノ内 195 番 5 地先
			終点	安来市飯島町字輪ノ内 195 番 1 地先
			延長	49.0 メートル
			幅員	6.00 メートル
変更後	A3273	前飯島 13 号線	起点	安来市飯島町字輪ノ内 195 番 5 地先
			終点	安来市飯島町字輪ノ内 193 番 1 地先
			延長	77.0 メートル
			幅員	6.00 メートル
変更前	A4030	高留鼻線	起点	安来市黒井田町字前灘 975 番 1 地先
			終点	安来市西恵乃島町 837 番 57 地先
			延長	430.0 メートル
			幅員	8.81 メートル
変更後	A4030	高留鼻線	起点	安来市西恵乃島町 837 番 57 地先
			終点	安来市西恵乃島町 113 番 5 地先
			延長	271.8 メートル
			幅員	8.80 メートル

記

区分	路線番号	路 線 名		
変更前	A6002	能義 2 号線	起点	安来市能義町字新道 294 番 2 地先
			終点	安来市実松町字産田 196 番 2 地先
			延長	828.9 メートル
			幅員	3.20 メートル
変更後	A6002	能義 2 号線	起点	安来市能義町字新道 294 番 2 地先
			終点	安来市能義町字新道 311 番 3 地先
			延長	223.7 メートル
			幅員	4.31 メートル
変更前	A7029	小田線	起点	安来市清水町字深田 182 番 1 地先
			終点	安来市清水町字小田奥 138 番地先
			延長	172.0 メートル
			幅員	4.41 メートル
変更後	A7029	小田線	起点	安来市清水町字深田 182 番 1 地先
			終点	安来市清水町字小田 145 番地先
			延長	177.0 メートル
			幅員	4.41 メートル

議第 5 6 号

区域外における公の施設の設置に関する協議について

安来市広域生活バス路線を鳥取県米子市に設置することに関し、次の協議書のとおり鳥取県米子市と協議することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の3第3項の規定により、議会の議決を求める。

令和6年3月1日 提出

安来市長 田 中 武 夫

協 議 書

安来市と米子市とは、安来市広域生活バスの路線の一部を鳥取大学医学部付属病院内に設置することに関し、次のとおり協議書を取り交わす。

(総則)

第1条 安来市及び米子市は、安来市広域生活バスの路線の一部を米子市西町36番地1の鳥取大学医学部付属病院地内に設置すること(以下「区域外設置」という。)に合意する。

(設置区域)

第2条 区域外設置の対象区域は、別図に示すとおりとする。

(経費の負担)

第3条 区域外設置及び安来市広域生活バスの管理に要する経費については、安来市と米子市とが負担し、その負担額の算定の方法は、協定書で定める。

(米子市の住民の使用)

第4条 安来市広域生活バスは、安来市広域生活バスに係る安来市の例規に定める事項に従い、米子市の住民も使用することができる。

(疑義等の決定)

第5条 この協議書に関し疑義が生じた事項及びこの協議書に定めのない事項については、必要に応じ、安来市長と米子市長とが協議して定める。

この協議の成立を証するため、本書2通を作成し、安来市長と米子市長とが記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

島根県安来市安来町 878 番地 2

安来市

安来市長 田 中 武 夫

鳥取県米子市加茂町一丁目 1 番地

米子市

米子市長 伊 木 隆 司

別図



議第 5 7 号

区域外における公の施設の廃止に関する協議について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 4 4 条の 3 の規定により鳥取県南部町が設置した区域外の公の施設を廃止することに関し、次のとおり鳥取県南部町と協議することについて、同条第 3 項の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 3 月 1 日 提出

安来市長 田 中 武 夫

記

- | | |
|------------|-----------------------|
| 1 廃止する公の施設 | 南部町営バス伐株線のうち、安来市伯太町須山 |
| 2 廃止する日 | 令和 6 年 3 月 3 1 日 |